

ID: 213

担当部署: 建設部 建築住宅課

<b>処分の概要</b>	社会福祉法人等に対する使用許可及び変更許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	長門市営住宅条例 第43条第1項					
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第144号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用許可)						
第43条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。						
2 市長は、前項の許可に条件を付すことができる。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	15日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成 27 年 5 月 7 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日			